

「琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業
（琉球大学病院（西普天間キャンパス）美容室運営事業）」
公募要領

令和6年8月
国立大学法人琉球大学

本公募要領は、琉球大学病院（以下「本院」という。）において、新たな美容室を運営する事業者（以下「事業者」という。）を「企画競争を前提とする公募（プロポーザル方式（企画競争）入札）」にて選考するための参加資格要件や要求水準並びに審査基準等の諸条件や手続き等について定めるものである。

1. 事業名

琉球大学病院（西普天間キャンパス）美容室運営事業

2. 事業の目的

本院は、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）への移転を予定しており、「西普天間キャンパス」（新キャンパス名称）において令和7年1月6日より外来診療開始予定としている。本院美容室については、現病院（上原キャンパス）においてアメニティ施設の一部として有しており、新病院（西普天間キャンパス）においても引き続き整備予定となっている。移転を機に更なる患者及び外来者等へのサービス向上を図ることを目的とし、新病院（西普天間キャンパス）において美容室運営事業を実施する事業者を公募する。

3. 事業の内容

琉球大学病院（西普天間キャンパス）における美容室運営事業区画（病院4階）を有償で貸し付け、事業者は運営に必要な設備整備等を行い、美容室の運営全般を実施する。

事業は、全て事業者の負担で実施するものとし、公募要領等において本学の負担としているもの以外は、本学による負担等は一切ない。

事業内容及び条件等については、以下に定める。

- ・琉球大学病院（西普天間キャンパス）美容室運営事業「仕様書」
- ・琉球大学病院（西普天間キャンパス）美容室運営事業「資料編」

4. 事業実施期間

新病院外来診療開始日（令和7年1月6日予定）～令和17年3月31日（10年3か月間）

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

応募資格は、下記の条件を全て満たしている法人又は個人（複数の法人又は個人が共同して応募する場合は代表事業者）とする。

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等を設立して、3年以上継続して同種の事業を運営し、かつ良好な経営を行っていること。また、法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

- (4) 病院での美容室等の運営又は業務の受託実績があること。(グループ会社も含む)
 - (5) 国税、県税及び市町村税の滞納がある者でないこと。
- ※ 複数の法人又は個人が共同して応募する場合は、それを構成する法人等のいずれも(1)、(2)及び(5)の条件を満たしていること。

6. 公募に関する日程等

(1) 担当課室

部署名：琉球大学上原キャンパス事務部管理課 移転役務グループ
電話：098-895-1832 (直通)
E-mail: iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp

(2) 公募要領等に関する質問の受付・回答方法等

1 受付期限

令和6年8月14日(水)17時00分【必着】

2 受付先・提出方法等

7.(1)において示す書類に質問内容を記入し、提出先(iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp)に電子メールにて提出すること。その際、電子メールの件名を「【質問】琉球大学病院(西普天間キャンパス)美容室運営事業」とすること。

3 回答方法等

提出された質問に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、令和7年8月23日(金)までに全ての質問者に電子メールにて回答する。

(3) 応募書類の提出期限・場所・方法等

1 提出期限

令和6年8月28日(水)17時00分【必着】

2 提出先・提出方法等

7.(2)において示す提案に関する関係書類一式を下記提出先に持参又は郵送すること。郵送の場合は提出期限までに必着とし、簡易書留又は配達証明郵便その他宅配便を利用する等、到着に確実性を持たせること。(郵便事故等による不着に関する責任について、本学は一切負わない。)

また、電子媒体(PDF)を電子メール(iteneki@acs.u-ryukyu.ac.jp)で提出すること。その際、電子メールの件名を「【応募書類提出】琉球大学病院(西普天間キャンパス)美容室運営事業+企業名」とすること。

【書類提出先】

<持参の場合>

琉球大学上原キャンパス 管理棟1階 管理課移転役務グループ

<郵送等の場合>

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地

国立大学法人琉球大学上原キャンパス事務部 管理課移転役務グループ 宛て
(朱書きで事業名を明記すること)

7. 提出書類等

(1) 質疑に係る書類

- ① 質問書（様式1）

(2) 応募に係る書類

【参加登録・資格確認関係書類】

下記資料について各1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式2-1）＜必須＞
- ② 誓約書（様式2-2）＜必須＞
- ③ グループ構成図（任意様式）（複数社による共同応募の場合）
- ④ 企業概要（任意様式・パンフレットでも可）＜必須＞
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本（3か月以内に発行されたもの）
【法人の場合】＜必須＞
- ⑥ 本籍地市町村が証明する身分証明書の原本（3か月以内に発行されたもの）【個人の場合】＜必須＞
- ⑦ 財務諸表類の写し（直近3年分）＜必須＞
※貸借対照表、損益計算書等の経営実績がわかるものを提出すること。
※個人の場合は、上記に相当する書類を提出すること。
- ⑧ 美容室運営事業を3年以上継続していることの証明（5. 参加資格（3）を満たすことを証明する書類）（任意様式）＜必須＞
- ⑨ 病院での美容室等の運営又は業務の受託実績があることの証明（5. 参加資格（4）を満たすことを証明する書類）（任意様式）＜必須＞
- ⑩ 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書（5. 参加資格（5）を満たすことを証明する書類）（発行から3か月以内）＜必須＞
- ⑪ 参加辞退届（参加を辞退する場合）（様式2-3）

【企画提案書関係】

下記①～⑤を正本1部（製本・片面カラー印刷）提出すること。

- ① 企画提案書（鑑（様式3）を含む）

事業者は、仕様書等を参考に本学の要求を十分踏まえた上で企画提案書を作成すること。なお、具体的な作成要領は、審査基準に示された評価の視点に従うこと。

＜記載すべき内容＞

- 1) 運営方針等に関すること（基本方針やコンセプト等）
- 2) 店舗イメージ（完成予想図）・店舗デザインに関すること
- 3) 営業内容に関すること
 - ・営業形態、営業方法
 - ・営業日・営業時間
 - ・取扱商品（医療用ウィッグを含む）及び提供サービスの内容・構成
 - ・価格設定
- 4) 業務遂行体制（連携体制や人員配置体制等）に関すること
- 5) 安全管理・危機管理・衛生管理に関すること
- 6) 事業収支計画（建物貸付料及び売上手数料に関する提案も含む）
※事業実施全期間分を作成すること。
- 7) 地域や本院がんセンターとの連携に関すること

- 8) 事業スケジュール
- 9) 自由提案
- ② 企業概要（任意様式）
 - ※ 設立年・本社・資本金・売上高・店舗数等がわかるものを提出すること。（パンフレットでも可）
- ③ 会社等の登記簿謄本（個人の場合は住民票）（写し）
- ④ 財務諸表類の写し（直近3年間分）
 - ※ 貸借対照表、損益計算書等の経営実績がわかるものを提出すること。
- ⑤ その他、大学や病院等の公共施設への出店実績など参考となる資料

8. 提案の審査に関する事項

別に定めた審査基準及び仕様書等に基づき、「琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業」審査委員会において審査を行い、評価点数が最も高い事業者を契約予定者（優先交渉権者）として選考する。なお、応募した事業者が1者の場合でも、同様に実施する。

(1) 審査方法

審査は、次の2段階で行う。

①基礎審査

提出された参加表明書等に基づき、参加資格を満たしているかを審査する。基礎審査により、参加資格を満たしていない事業者は、次の実質審査の対象としない。

②実質審査

提出された企画提案書に基づき、提案内容の書類評価を実施し、審査基準に基づき審査を行う。

(2) 審査基準

別に定めた審査基準のとおり。

(3) 審査結果の通知方法

審査結果の通知は、可否に関わらず、応募者全員に9月上旬頃に文書で通知する。

9. 契約の締結に関する事項

選定の結果、契約予定者（優先交渉権者）と企画提案書等を基に契約条件を調整し、事業契約書について双方協議の上定めるものとする。

なお、契約予定者（優先交渉権者）との契約交渉の不調又は契約予定者（優先交渉権者）が辞退した場合は、次点者を契約予定者（優先交渉権者）とする。

10. 特記事項

- (1) 虚偽の内容が記載されている提出書類は無効であり、審査の対象とはしない。
- (2) 必要に応じて提案の詳細に関する追加資料、ヒアリング等を求めることがあるので、応募者は真摯に対応すること。
- (3) その他、本公募要領に定めのない事項は、担当者が別途指示するものとする。
- (4) 本公募への応募に際し知り得た本学の情報等は他に漏らさないこと。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (6) 提出された企画書等の書類は返却しない。
- (7) 事業実施にあたっては、事業契約書及び企画提案書等を遵守すること。